

(平成26年8月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年6月まで

私は、昭和52年9月に市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、同年9月から市役所の窓口で納付していた。また、53年11月にA市へ転居した際は、市役所の支所で国民年金の住所変更手続きを行い、保険料については、夫の分と一緒にその場で私が納付した。

その後、金融機関で私名義の預金口座を開設し、同口座から夫婦二人分の国民年金保険料を納付する手続きを行った。

申立期間の国民年金保険料と一緒に納付していた夫の当該期間の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年9月に市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、同年9月から市役所の窓口で納付し、53年11月にA市へ転居した際には、市役所の支所で申立人の夫の分と一緒に申立人がその場で納付し、その後は、申立人名義の預金口座を開設し、同口座から夫婦二人分を納付していたと主張しているところ、i) 申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の主張のとおり、52年9月頃と推認できること、ii) 申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料が未納となっている期間はないこと、iii) 申立人の特殊台帳において、住所変更手続き及び強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続きを適切に行っていることが確認できることから、申立人は、国民年金

制度に対する関心及び保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の国民年金保険料は、現年度納付により納付済みとなっている上、夫の当該期間の保険料は納付済みであるなど、申立人が当該期間の保険料を未納のままにしていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年5月までの期間、50年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から49年5月まで
② 昭和50年8月及び同年9月

私の妻が、昭和49年5月頃に、結婚を契機に私の国民年金の加入手続を区役所で行った。

申立期間①の国民年金保険料は、妻が、加入手続後に遡ってまとめて納付したが、時期、回数、納付場所等についてはよく憶^{おぼ}えていない。結婚後の保険料は、妻が、自宅又は妻の実家の店に2か月ごとに来ていた集金人に夫婦二人分を一緒に納付していたが、申立期間②の保険料は、集金人ではなく納付書で後から夫婦二人分を一緒に納付したかもしれない。

妻の申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和48年4月から49年5月までの期間について、申立人は、申立人の妻が、同年5月頃に、結婚を契機に申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、同年5月頃と推認されることから、申立人の加入手続時期についての主張と一致する。

また、妻は、申立人の国民年金の加入手続後、申立人の国民年金保険料を遡って納付したと述べているところ、申立人の特殊台帳によると、昭和49年度の摘要欄において、「納発」の押印が確認でき、当該記載は、現年

度納付されている昭和49年6月から50年3月までの期間を除く49年5月以前の保険料に係る過年度納付書が発行されたものと考えられることから、当該納付書が発行された時期は、50年5月頃であって、当該時点において保険料を納付することが可能である48年4月から49年5月までの期間の過年度納付書であった可能性を否定できない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする妻の国民年金加入期間に未納は無く、納付意識が高かったものと考えられることから、上述の過年度納付書により申立期間①のうち、昭和48年4月から49年5月までの保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

申立期間②について、申立人は、妻が、集金人ではなく納付書で後から夫婦二人分を一緒に納付したかもしれないと述べているところ、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、妻の当該期間の国民年金保険料は、過年度納付により納付済みとなっており、昭和51年度から平成5年度までの納付印は夫婦とも同一であることが確認できる上、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであることから、妻が2か月と短期間である申立人の申立期間の保険料を申立人のみ納付しなかったと考えるのは不自然である。

2 一方、申立期間①のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間について、妻は、国民年金保険料を遡って納付した時期等の記憶が明確ではなく、上述の過年度納付書が発行されたと考えられる50年5月時点において、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人が申立期間①のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年5月までの期間、50年8月及び同年9月の国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は32万円に、同年12月26日は34万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月26日

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた申立期間の賞与に係る記録が無い。日本年金機構から、当該賞与について、同僚の記録が訂正された旨の手紙が届いたので、調査の上、私の記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の事務担当者が提出した申立人の「2003年夏季賞与明細書」から、申立人は、当該期間において、標準賞与額32万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間②について、当時の事務担当者が提出した申立人の「2003年冬季賞与明細書」には、申立人の当該期間に係る賞与額は34万4,400円であり、標準賞与額34万4,000円に基づく厚生年金保険料を控除されていた旨が記載されている。

また、申立人は、申立期間②に係る賞与は労働債権の手続後に振り込まれた旨供述しているところ、破産管財人が提出した「更正配当表（労働債権）」に記載されている申立人の配当額は、上記の賞与明細書で確認できる差引支給額と一致している。

一方、複数の同僚が提出した預金通帳によると、申立期間②に係る賞与は、A社が破産宣告を受けた後の平成 17 年 9 月 9 日に振り込まれていることが確認できるところ、当時の事務担当者が提出した資料によると、当該賞与の支給日は、15 年 12 月 26 日であることから、当該賞与は、同日に支給されるものであったと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、標準賞与額 34 万 4,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は資料が無いため不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月24日は11万円、同年12月12日は13万7,000円、16年7月6日は22万4,000円、同年12月7日は23万1,000円、17年7月12日は22万7,000円、同年12月8日は24万円、18年7月19日は23万2,000円、同年12月14日は24万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月24日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月6日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月12日
⑥ 平成17年12月8日
⑦ 平成18年7月19日
⑧ 平成18年12月14日

私が、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人から提出された総合口座通帳の記載内容により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、A社は、申立期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除していたと回答している。

さらに、A社から提出された平成 18 年賃金台帳一覧により、申立期間⑦及び⑧に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

加えて、同僚から提出された申立期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記の総合口座通帳及び平成 18 年賃金台帳一覧から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間①は 11 万円、申立期間②は 13 万 7,000 円、申立期間③は 22 万 4,000 円、申立期間④は 23 万 1,000 円、申立期間⑤は 22 万 7,000 円、申立期間⑥は 24 万円、申立期間⑦は 23 万 2,000 円、申立期間⑧は 24 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和37年5月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月23日から同年7月1日まで

私は、昭和37年4月4日にA社に入社し、同年5月頃まで同社（本社）で研修をした後、同社C支店配属の辞令を受け、転勤した。同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことは納得できない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している従業員名簿、同社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年5月23日に同社（本社）から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和37年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が保管している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における被保険者資格取得日が、昭和37年

7月1日と記載されていることから、事業主は、同日を厚生年金保険被保険者資格の取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 8997

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年7月31日まで
厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当時の給与額よりも著しく低額の8万円と記録されている。
調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年8月31日）より後の平成5年9月14日付けで、8万円に減額訂正されていることが確認できる上、二人の取締役についても標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、経営管理担当の取締役は、「平成5年8月の倒産時には、社会保険料は2か月分ぐらい滞納していたと記憶している。」と述べている。

さらに、商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時A社の取締役であったことが確認できるものの、上記経営管理担当の取締役が、「申立人は取締役であったが、B職の管理業務をしていた。」と述べている上、当該取締役を含む複数の元従業員が、「申立人は、社会保険関係の手続に関しては、部署が違うので全く関わりは無かった。」と述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、かかる処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月1日に、同社C支店における資格喪失日に係る記録を56年1月1日に訂正し、48年8月の標準報酬月額記録を9万8,000円、55年12月の標準報酬月額記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月15日から同年9月1日まで
② 昭和55年12月15日から56年1月1日まで

私は、昭和47年から平成15年までA社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社が保管している人事カードから判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和48年9月1日に同社B支店から同社D支店に異動、56年1月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和48年8月の社会保険事務所（当時）の随時改定の記録から9万8,000円、申立期間②の標準報酬月額については、同社C支店における55年11月の社会保険事務所の記録から19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事
業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所
に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事
情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和54年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月26日から同年4月1日まで
私は、昭和52年4月1日にA社に入社し、現在に至るまで継続して勤務しているが、同社D営業所から同社C営業所に異動した申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る在籍証明書及び社員経歴台帳から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和54年3月26日にA社D営業所から同社C営業所へ異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和54年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って届け出た。また、申立期間に係る保険料については納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 9000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務していた当時の確定申告書により、毎年昇給していたことが確認できるにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が前後の期間より低い 38 万円となっているのは納得がいかない。
調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する所得税の確定申告書（以下「確定申告書」という。）から、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、B 社は、申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額が確認できる賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人も給与明細書を所持していない上、申立期間の報酬月額及び年 2 回支給されたとする賞与額も記憶していないことから、申立人が所持する確定申告書のみでは、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、申立人と同様に昭和 57 年 11 月 30 日に C 社の資格を喪失し、同日において A 社の資格を取得した同僚 16 人の申立期間の標準報酬月額を検証したところ、申立人のほかにも 3 人が、従前と比べて減額されており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情はうかがえない。

さらに、上記同僚 16 人の A 社に係る事業所別被保険者名簿に記録されている標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、遡って減額訂正されるなど、不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月頃から 28 年 10 月頃まで
父は、申立期間において、A市のB町にあったC社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社の元従業員が、「申立人は、D職であり、正社員ではなかったが、昭和 24 年頃から数年間、C社の仕事をしていたことを覚えている。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に係る業務を行っていたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は昭和 27 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、上記元従業員は、「会社が適用事業所になる前の期間については、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。また、会社が適用事業所となった後、厚生年金保険に加入したのは正社員だけである。」と供述している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことが確認できる。

さらに、C社は既に解散しており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9002（事案 643、4732、7182、7997 及び 8529 の再
申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保
険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 6 月 22 日まで
私は、昭和 39 年 2 月から 42 年 3 月まで継続して A 社に勤務していた
が、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない
ため、これまで 5 回申立てをしたが認められなかった。
今回は、新たな資料は無いが、再度、調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚に照会したものの、申立
人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認できる具体的
な供述を得ることはできず、そのほかに申立てに係る事実を確認できる関
連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に年金記録確認 B 地方第三
者委員会（当時）の決定に基づく平成 21 年 3 月 9 日付け年金記録の訂正
は必要でないとする通知が行われている。

また、その後 4 度にわたる申立人の A 社に係る申立てについて、申立人
が新たに挙げた同僚に照会したものの、申立人の申立期間における勤務実
態をうかがうことができないことから、これらは年金記録確認 B 地方第三
者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか
に申立期間に係る同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当た
らないことから、平成 22 年 12 月 15 日付け、23 年 11 月 2 日付け、24 年
9 月 26 日付け及び 25 年 7 月 31 日付け年金記録の訂正は必要でないとし
る通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人から新たな情報の提供及び資料の提出は
無い上、改めて、申立期間において被保険者記録がある複数の同僚に照会

したものの、いずれも「申立人を知らない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができなかったことから、これらは年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立期間について、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年頃から 30 年頃まで
② 昭和 30 年頃から 32 年頃まで
③ 昭和 32 年頃から 34 年頃まで

私は、19 歳頃、A 地区にあった B 社で 1 年ぐらい働いていた。友達から紹介され、C 地区の D 社に転職し 1 年半ぐらい働いた。その後、E 事業所に転職し 2 年ぐらい働いた。同事業所退職時には、厚生年金保険被保険者証も受け取った。それぞれの事業所で働いていた期間、厚生年金保険の被保険者になっていたと思うので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 社の当時の事業主の子は、同社は A 地区にあったと証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記事業主の子は、「B 社は既に無く、父も亡くなっているため、当時の資料も残っていないことから、申立期間①当時の従業員の取扱いについては、一切分からない。」と回答している上、申立人は、同僚の名前を覚えておらず、当該期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、F 組合の回答及び商業登記簿謄本により、当該期間当時、C 地区に D 社が存在していたことが確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社は既に無く、事業主も所在が不明であり、申立人も、同僚の名前を覚えておらず、申立期間②当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D社は、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、申立人は、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間③について、同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がG社E事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、G社E事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和35年9月1日からであり、申立期間③当時は、適用事業所となっていない。

また、昭和30年頃からG社E事業所に勤務していたとする同僚は、「途中から厚生年金保険の被保険者となった。」と回答しており、当該同僚に係るオンライン記録によると、同社E事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は35年9月1日となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

なお、申立人は、所持していた厚生年金保険被保険者証について、E事業所において取得したものであると主張しているが、当該被保険者証における「はじめて資格を取得した年月日」欄に記載されている日付（昭和35年4月5日）は、申立人のH社における被保険者資格取得日と一致していることから、当該被保険者証は、同社において資格取得した際に交付されたものと考えることが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。